災害援護資金貸付制度

自然災害により、世帯主の方が負傷した世帯や、住居・家財に著しい損害を受けた世帯のうち、生活立て直しのため、家財の買替え、住居の修理等を行う場合に「災害援護資金」を貸し付けます。

１．対象となる方

次の（１）～（３）の全てに該当する世帯の世帯主が対象です。

（１）被災日時点で、雲南市内に居住の世帯

（２）令和3年7月大雨災害により、次ののいずれかの被害を受けた世帯

ア　世帯主の負傷（療養に要する期間がおおむね１ヶ月以上）

イ　家財の１/３以上の被害

ウ　住居の半壊、大規模半壊、または全壊

（３）被災日が属する年の前年の総所得額が次に定める額未満の世帯

世帯人数	市民税における〇〇〇年中の総所得額	
1　人	220万円	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、世帯人数に関わらず1,270万円とする。
2　人	430万円	
3　人	620万円	
4　人	730万円	
5人以上	1人増えるごとに730万円に30万円を加算した額	

（注）税の滞納がある場合には貸付けできないことが有ります。

２．貸付限度額

被害の種類・程度	貸付限度額	
	世帯主の負傷なし	世帯主が負傷し療養期間がおおむね1ヶ月以上の場合
家財および住居に損害なし	ー	150万円
家財の3分の1以上の損害	150万円	250万円
住居の半壊・大規模半壊	170万円（250万円）	270万円（350万円）
住居の全壊	250万円（350万円）	350万円
住居の全体が消失、流出等	350万円	

※　被災した住宅を建て直す際に、その住宅の残存部分を取り壊さざるを得ない場合など、特別な事情がある場合には（　）内の額になります。その適用を受けようとする場合は申立書の提出が必要です。

※　住宅の損害については、原則として自己所有の住居が対象です。ただし、賃貸住宅でも、住居全体の滅失・流出や、半壊全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象になります。

３．貸付条件

区分	内容
貸付利率	**無利子** ※　支払期日に返済しなかった場合は、延滞元利金額に年５％の割合で違約金が発生します。
返済据置期間	３年（特別の場合は５年）
返済期間	１０年（据置期間を含む）
返済方法	元金均等償還による年賦（年１回）・半年賦（年２回）・ 月賦（年１２回）　※繰上償還可
連帯保証人	次の（１）～（６）の全てに該当する連帯保証人が１名必要です。 （１）行為能力者（未成年者・成年後見被後見人・被保佐人・被補助人以外）であること。 （２）弁済の能力を有すること　※資産を有しても所得が無い方は不可

	（３）原則として、雲南市内に居住していること。（市内の方が困難な場合は他市町村の方でも可能です） （４）借入申込人と同一の世帯の方ではないこと。 （５）災害援護資金の借受人または借入申込人ではないこと。 （６）複数の借入申込人の連帯保証人でないこと。

※（２）の目安として、年額６０万円以上の所得又は公募価格３０万円以上の土地又は建物を有することが挙げられます。

４．必要書類

以下の表のうち、〇印のものは必ず、△印のものは状況により必要な書類等です。また、被災の状況により、その他の書類の提出をお願いする場合があります。

申し込みに必要な書類	申込人	連帯保証人
① 災害援護資金申込書（所定のもの）	〇	－
② 同意書（所定のもの）	〇	〇
③ 身分証明書	〇	〇
④ 印鑑（認印で可）	〇	〇
⑤ 住民票の写し（被災後市外へ転出している場合）	△（世帯全員	△（本人分）
⑥ 所得証明書（年1月1日現在、市外に住民登録がある場合）	△（世帯全員	△（本人分）
⑦ 診断書（世帯主に1ヶ月以上の負傷がある場合）	△	－
⑧ り災証明書（住居に半壊以上の被害がある場合）	△	△
⑨ 契約書・見積書の写し（借入金の使途が分かるもの）	〇	－
⑩ 借入金返済残額が分かるもの（住宅ローン等がある場合）	△	△
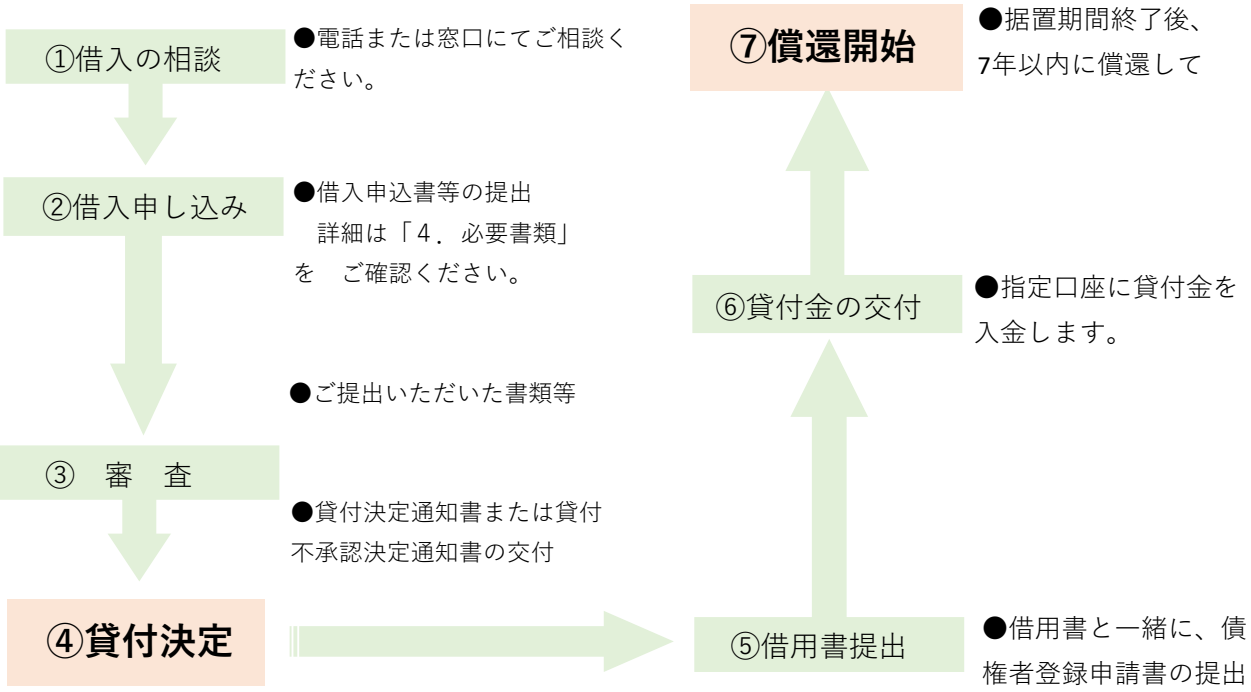
５．手続き（貸付け）の流れ